

神奈川県循環器病対策推進協議会設置要綱

(設置目的)

第 1 条 「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」(平成 30 年法律第 105 号) 第 11 条に規定する都道府県計画である「神奈川県循環器病対策推進計画」(以下「計画」という。)の推進等に関し必要な事項を検討するため、「神奈川県循環器病対策推進協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の検討及び見直しに関すること。
- (2) 計画の進捗及び評価に関すること。
- (3) その他循環器病対策の推進に関すること。

(構成員)

第 3 条 協議会は、委員 15 人以内で構成し、次に掲げる者の中から選定する。

- (1) 循環器病患者及び循環器病患者であった者並びにこれらの者の家族又は遺族を代表する者
- (2) 救急業務に従事する者
- (3) 循環器病に係る保健、医療又は福祉の業務に従事する者
- (4) 学識経験のある者

学識経験のある者には、公益社団法人日本脳卒中学会神奈川県脳卒中対策推進委員長、一般社団法人日本循環器学会心血管病対策推進委員会神奈川県委員長を含むものとする。

- (5) その他循環器病対策の推進に関し必要と認める者
- 2 委員の任期は 2 年間とする。ただし、欠員が生じた場合の後任委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(オブザーバー)

第5条 協議会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、会議に出席し、協議会の設置目的に関する助言又は協力を
行うものとする。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、所掌事項について必要があると認めるときは、委員及びオブザーバ
ー以外の者の出席を求めることができる。

(部会の設置)

第7条 協議会には、専門的な事項を検討するための部会を設置することがで
きる。

2 部会の設置に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、神奈川県健康医療局保健医療部がん・疾病対策課にお
いて処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長
が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。